

2017年12月29日 全7頁

外国税額控除の改正で投信のリターンが改善する

平成30年度税制改正大綱解説③—証券・金融税制編

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

【要約】

- 2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」（大綱）を公表した。本稿は、大綱における証券・金融税制の改正について解説する。
- 大綱では、投資信託等の外国税額控除を見直すとした。外国株に投資する投資信託の場合、外国株の配当が投資信託に支払われる際に投資先の国で税が課されることがある。大綱では、この外国で課された税について、投資信託が投資家に分配金を支払う際に課す所得税から控除するとした。控除額の計算式等は法令等を待たなければならないが、この改正は個人投資家にとって無視できない程度の税引後リターンの改善につながる可能性がある。
- 大綱では、税務署による確認を待たずにNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）を申込時に即日開設し、即日買付けできるようにするしくみを導入するとした。
- 大綱では、NISA（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の非課税期間終了時に、何ら手続きを行っていない場合に移管する口座を特定口座にするとした。

1. 証券・金融税制改正案の概要

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」¹（大綱）を公表し、12月22日に金融庁は金融庁関係の主要項目についての説明資料を公表した（以下、金融庁説明資料）²。今後、2018年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が提出され、年度内に法案成立となる見込みである。現在は衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、大綱に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

大綱に盛り込まれた改正案の項目は次の図表1の通りである。

なお、金融庁が要望していた「NISAの恒久化」や「上場株式等の相続税評価の見直し」は、実現すれば個人投資家の資産運用への影響も大きかったが、大綱には盛り込まれなかった。

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

² 金融庁「平成30年度税制改正について—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—」（平成29年12月）
<http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20171222/20171222.pdf>

図表1 大綱に示された証券・金融税制の改正案の概要

No.	個人	法人	項目	概要	施行日
1	○	○	投資信託等の外国税額控除の見直し	投資信託等の配当等にかかる所得税の源泉徴収の際に、当該投資信託等が支払った外国税額相当額の控除が行われる⇒詳細は本レポート2.で解説	2020(平成32)年1月1日以後に支払われる配当等から適用
2	○	—	NISA	NISAの即日買付け	2019(平成31)年1月1日以後の届出書提出から適用
3	○	—		非課税期間満了時のデフォルト移管口座の変更	大綱には記載がないが、2019年1月1日のロールオーバーから適用と考えられる
4	○	—	譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)の特定口座への受け入れ	譲渡制限付株式である上場株式等について、譲渡制限解除時に特定口座に移管することを認める(ただし、当該譲渡制限付株式を管理している金融商品取引業者内の移管に限る)	大綱には記載なし
5	○	○	自社株対価TOBへの応募時の課税繰り延べ	自社株対価TOBに応募して株式を譲渡し、TOB実施企業の株式の交付を受けた場合、当該譲渡時の譲渡益について所得税・法人税の課税を繰り延べる(ただし、産業競争力強化法の改正法における特別事業再編計画(仮称)に基づくものに限る)	産業競争力強化法の改正法の施行日から2021(平成33)年3月31日までの間に同法の認定を受けた組織再編に適用
6	○	—	住所氏名変更時のマイナンバー再記入不要	既にマイナンバーを告知している投資家が住所・氏名変更の届出を行う場合、マイナンバーの再記入を不要とする	大綱には記載なし
7	○	○	投資法人の導管性要件の見直し	投資法人の導管性要件の1つである「90%超支配配当要件」について、分母の配当可能利益を外国法人税額等の控除後の金額とする	大綱には記載なし
8	○	—	エンジェル税制の対象見直し	エンジェル税制の対象および適用期限につき見直しを行う	対象会社により異なる
9	—	○	ヘッジ処理における特別な有効性判定等の当期適用	ヘッジ処理における特別な有効性判定等を行う場合、届出を行った期から適用できるものとする(現行:翌期から適用)	大綱には記載なし
10	—	○	券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定の明確化	消費税における課税仕入れ・課税売上げ計算の際の、券面のない有価証券等を譲渡した場合の内外判定につき、原則として振替機関等の所在地で判定(振替機関等が扱っていないときは発行会社の本店等所在地で判定)することを明確化する	大綱には記載なし
11	—	—	金融機関の非課税口座廃止届出事項の変更	非課税口座廃止届出書を提出する者がマイナンバーの告知をしていないときは、金融機関が税務署に提出する廃止届出事項からマイナンバーを除外する	大綱には記載なし
12	—	—	コーポレートアクション発生時の通知事項の改正	上場企業がみなし配当等の発生するコーポレートアクション(分割型分割等)を行った際、取得価額計算に必要な情報の金融商品取引業者への通知を義務化する	大綱には記載なし
13	—	—	支払調書等の電磁的提出基準の改正	金融商品取引業者等が税務署に提出する支払調書等につき、電磁的提出を義務化する基準の調書枚数を100枚以上(現行:1,000枚以上)に引下げる	2021(平成33)年1月1日以後に提出すべき支払調書等から適用
14	—	外国金融機関	店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置について適用期限を3年延長する		3年延長 (2021(平成33)年3月31日まで適用)

(注)個人欄の○は個人投資家に直接影響のある改正、法人欄の○は法人投資家に直接影響のある改正を意味する。
(出所)大綱をもとに大和総研作成

2. 投資信託等の外国税額控除の見直し

外国株に投資する投資信託の場合、外国株の配当が投資信託に支払われる際に投資先の国で所得税が源泉徴収されることがある³。その税率は投資先の国の税制や日本との租税条約によっ

³ 外国債券に投資する場合も、保有している外国債券に対する利子が投資信託に支払われる際に投資先の国で所得税が源泉徴収される可能性もあるが、外国投資家の受ける債券の利子について主要国の多くは非課税である。

それぞれ異なるが、例えば米国では10%である。一方、投資信託が個人投資家に分配金を支払う際には、外国にどれだけ納税しているかにかかわらず（個別元本超過部分に対して）所得税等の20.315%が課税されることになる。すなわち、日本と外国で二重課税がされている。

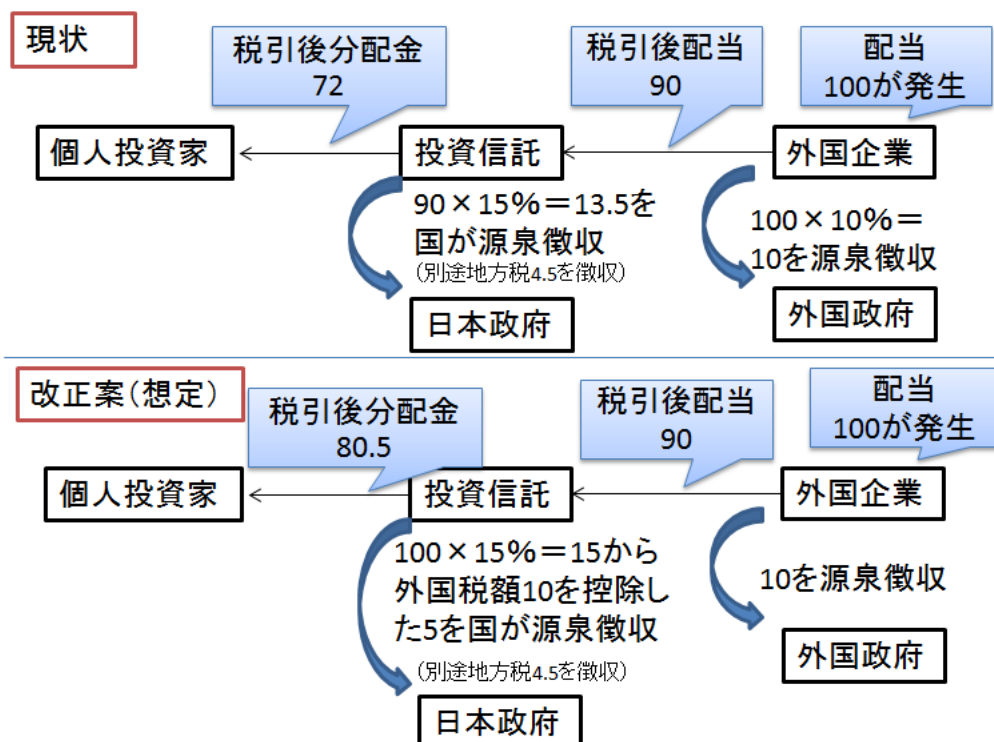
個人投資家が（投資信託を経由せずに）直接外国株式の配当を受け取る場合は、源泉徴収の段階では二重課税となるが、確定申告の際に外国税額控除を受けて二重課税の調整を受けることができる。しかし、投資信託から支払われる分配金については、そのうちいくらが外国税額であるのか不明なため、現状、確定申告においても外国税額控除を受けることはできない。

大綱では、2020（平成32）年1月1日以後に支払われる配当等から、投資信託が分配金を支払う際に（支払の取扱者である証券会社等が）、分配金にかかる所得税額からその投資信託が外国で納めた外国税額を差し引くしくみを導入するとした。なお、大綱ではあくまで国税分（所得税15%と計算上生じる復興特別所得税）のみ改正を行うとしており、地方税分（5%）については改正されない。

◆外国税額はどのように差し引かれるのか

改正の前後で税負担がどのように変わるのか、ある投資信託が1銘柄の外国株式のみに投資し、当該外国株式から得た（外国税を引いた後の）配当を個人投資家に全額分配するという単純化した例（その他の前提は図表2の注参照）をもとに概要を示したのが図表2である。

図表2 投資信託の外国税額控除の改正案の概念図



(注) 外国税率を10%、国税15%・地方税5%（復興特別所得税を考慮しない）とし、投資信託が外国企業から受け取った税引後配当の全てを分配するものし、その全てが普通分配金になるものと仮定した。大綱では具体的な外国税額控除額の算式を示していないため、国税は「差額徴収方式」と同様のスキームを想定し、地方税は現行から変わらないものと想定した。

(出所) 法令・大綱をもとに大和総研作成

投資信託が保有している外国株式に対して 100 の配当が発生した際に外国においてその 10% の 10 が源泉徴収されるとする。このとき、投資信託が外国税の源泉徴収後の 90 を全額分配しようとしたら、国内の課税はどうなるだろうか。

現状では、単純に分配金支払額の 90 に対して国税 15%・地方税 5%の税率で源泉徴収が行われ、投資家には税引後分配金の 72 が支払われる。元々の外国株式の配当 100 に対して日本と外国を合わせて 28%もの税を負担することになり、二重課税の負担が重い。

改正後の外国税額控除額の具体的な算式は大綱には示されていないが、かつて外国債券の利子について採用されていた「差額徴収方式」⁴と同様のスキームが用いられるものと想定される。すなわち、外国で源泉徴収が行われる前の配当金 100 に対して外国と日本の国税の源泉徴収が合わせて 15%になるよう国内の源泉徴収税額を調整することが想定される。この場合、既に 10 を外国に納付済みであるため、国税の源泉徴収税額は 5 ($=15-10$) となる。地方税 4.5 と合わせると国内の源泉徴収額は 9.5 となり、投資家に支払われる税引後の分配金は 80.5 ($=90-9.5$) になるものと考えられる。

実際には投資信託は複数の銘柄（場合によっては税率の異なる複数の国）に投資を行っているし、国内と海外の両方に投資する投資信託もある。さらに、投資信託が支払う分配金が元本払戻金（特別分配金）になる場合もあり、外国税額控除額を求める算式は複雑になるものと考えられる。

大綱では、投資信託を経由して負担した外国税額相当額について、支払の取扱者（証券会社等）から投資家への通知を義務付けるとしている。

◆投資信託のパフォーマンスに与える影響はどの程度か

この改正が実現した場合、外国株や外国 REIT などに投資する投資信託について分配金にかかる税負担が減少し、税引後のパフォーマンスの改善が期待される。では、その影響はどの程度になるのだろうか。

正確な影響額については、法令等により具体的な外国税額控除額が明らかになるまで待たなければならない。本稿では、大まかな規模感をつかむために、仮に、外国税額を分配金にかかる所得税額から全額控除できるものとした場合の効果について米国株の例を用いた試算を紹介する。

米国株の代表的なインデックスの一つである S&P500 の配当利回りは、近年 2%前後で推移している。米国株式の配当に対する源泉徴収税率は 10%であるため、信託財産のほとんどを S&P500 の構成銘柄に投資しているインデックス投資信託は年率 0.2%程度 ($2\% \times 10\%$) の外国税を負担している。この外国税が丸々分配金にかかる日本の所得税から控除できるとなると税引後リターンは年率 0.2%程度改善することになる。外国税額控除の改正は個人投資家にとって無

⁴ 現在でも国外発行の一般公社債に限って「差額徴収方式」は採用されている。

視できない程度の税引後リターンの改善につながる可能性があるものと言えるだろう。

実際には、外国税額控除額の具体的な計算式や、投資する株式の配当利回り、投資する先の国の実際の源泉徴収税率、また、投資信託がどの程度分配金を支払うかなどによって、控除できる外国税額は変わってくるものと考えられる。

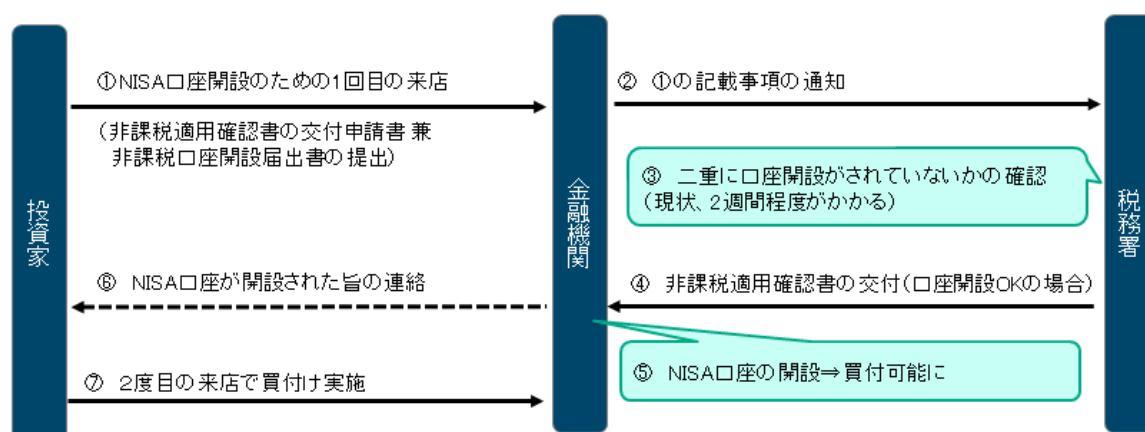
3. NISA の即日買付け

金融庁は、一般NISA⁵について「口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、稼働率の向上には課題」があるとし、「この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA 口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず(二重口座でないことの確認が必要)、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる」(以上、金融庁説明資料)として、NISA の口座開設申込時に即日で買付けを可能とすることを要望し、大綱に盛り込まれた。

なお、金融庁の要望では、一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAの全てについて即日買付け実現を要望していたが、ジュニアNISAの改正は大綱に盛り込まれず、一般NISAとつみたてNISAのみ改正が行われるとされた。

現行法令におけるNISAの口座開設申込から購入商品の決定までの一般的な流れを示したものが次の図表3である。

図表3 店舗における一般NISA・つみたてNISAの口座開設手続き(現行)



(出所)法令等をもとに大和総研作成

⁵ 「一般NISA」とは、年間非課税枠120万円・非課税期間5年間の「従来からのNISA」のことをいい、「つみたてNISA」や「ジュニアNISA」を含まない。

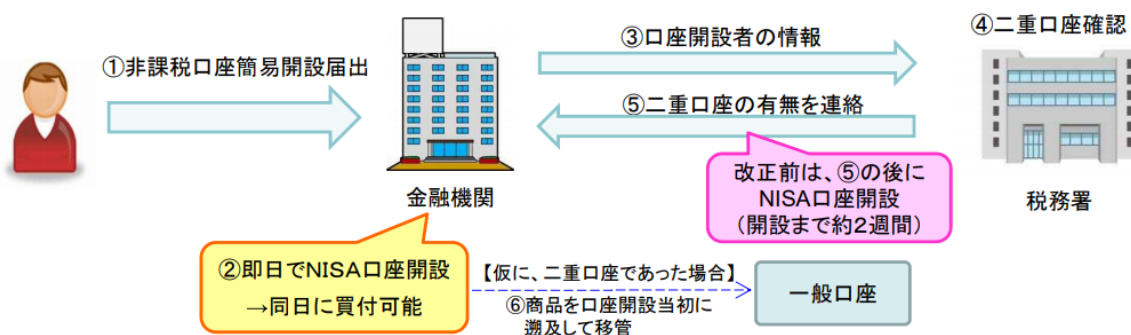
NISA 口座開設のため必要書類を金融機関に提出 (図表 3 の①) しても、まだこの時点では NISA 口座は開設されず、商品の買付けを行うことはできない。

金融機関は、投資家から提出された書類の記載事項を税務署に通知する (②)。税務署内で 1 人 1 口座の確認を行い (③)、問題がなければ金融機関に非課税適用確認書が交付される (④)。これを受けて金融機関は非課税口座を開設することができる (⑤)。金融機関は投資家に非課税口座が開設された旨を連絡し (⑥)、これを受けて投資家が金融商品を買付けられるようになる (⑦)。

大綱では、現行の「非課税口座開設届出書」に代えて、投資家が金融機関に「非課税口座簡易開設届出書」を提出することも可能とし、これが提出された場合、「NISA 口座を即日で開設し、同日に買付けることを可能とする」(金融庁説明資料) とした。大綱による即日買付けスキームは次の図表 4 の通りである。

大綱による新たなスキームでは、二重に口座開設がされていないかの税務署の確認は口座開設後に行われる。もし二重に口座開設がされていた場合は、NISA 口座内で既に買付けされた商品について口座開設当初に遡って一般口座に移管するとしている。

図表 4 一般 NISA・つみたて NISA の即日買付けスキーム (案)



(出所) 金融庁説明資料

大綱はあくまで現行制度に代えて「非課税口座簡易開設届出書」を提出することも可能としているため、大綱による改正の実現後も、従来通り「非課税適用確認書の交付申請書 (兼非課税口座開設届出書)」を金融機関に提出して、税務署による確認後に口座開設を行うことも可能である。

大綱では、新しい制度を 2019 (平成 31) 年 1 月 1 日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用するとしている。

4. NISA の非課税期間満了時のデフォルト移管口座の変更

現行法令では、NISA (一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA) の非課税期間が満了した際、投資家が特に手続きを行わなかった場合は、NISA で保有していた上場株式等は一般口座に

払い出される。ロールオーバーを行うか、特定口座への払い出しを行うためには、いずれも手続きが必要である。

一般口座に上場株式等が払い出されると、その上場株式等を売却した際の譲渡損益を自分で計算して確定申告して納税する必要がある。他方、特定口座に上場株式等が払い出された場合は、その上場株式等を売却した際の譲渡損益は金融機関が計算して投資家に報告されるし、源泉徴収ありの特定口座の場合は投資家自身による確定申告も不要となる。

大綱では、NISA（一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）について、非課税期間が満了した際、投資家が特に手続きを行わなかった場合は、NISAで保有していた上場株式等は原則として特定口座に払い出されように変更するとした。一般口座への払い出しを希望する投資家は、別途手続きが必要となる。

大綱には施行時期について記載はないが、2018年12月31日にNISAがスタートした2014年投資分の非課税期間が満了し、2019年1月1日に移管が行われる予定となっているので、このときから改正されるものと考えられる。

5. 今後の検討事項

大綱には、「金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」と記載された。

平成29年度の与党税制改正大綱と比較すると、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに」と「関連する各種制度のあり方を含め」の文言が挿入されている。「税負担の垂直的な公平性等」というと高所得者に対する税率引上げを想起させるが、金融所得は現状一律税率であり、仮に金融所得課税の税率を一律に上げるとすると、中間層を含む家計の資産形成に影響がある点が考慮されたようにも考えられる。「関連する各種制度のあり方を含め」については、平成29年度の与党税制改正大綱にあったNISA一本化の検討に代わるものと考えられる。

また、大綱には「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する」とも記載されている。この記載については平成29年度の与党税制改正大綱と同じである。

【以上】